

## 医師以外の正会員の認定に関する内規

### (目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第3章に基づき、医師以外の正会員の認定について定めるものである。

### (入会審査)

第2条 医師以外の正会員の入会審査は、会則検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

### (第一次審査)

第3条 医師以外の正会員の入会申込者は、次の各号に掲げるすべての資格要件を具備する者とする。

- (1) 修士又は博士の学位を有すること
  - (2) 30歳以上であること
  - (3) リハビリテーション医学・医療関連の臨床経験、研究歴又は教育歴を6年以上有すること
  - (4) 研究業績は、下記のいずれかを満たすものであること
    - 1) リハビリテーション医学・医療に関する主著論文1編以上（査読のある雑誌の原著論文であること）
    - 2) リハビリテーション医学に関する学会主演者2回以上又は本医学会もしくはそれに相当する関連学会での講演1回以上（シンポジウム、パネリストを含む）
- 2 歯科医師については、前項（4）の資格要件を具備する者とする。
- 3 委員会は、第1項の資格要件について審査を行う。

### (第二次審査)

第4条 委員会は、前条の資格要件を満たす者について、学位論文、業績一覧等により教育・研究及びリハビリテーション医学・医療の普及等で、本医学会に寄与できるかどうかを勘案し、入会の適否を審査する。

- 2 委員会は、前項の規定により入会が適当と判定した者を医師以外の正会員候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。

### (認 定)

第5条 理事会は、委員会の議に基づき前条の候補者を医師以外の正会員と認定し、社員総会に報告する。

(入会の特例)

第6条 第2条から第5条までの規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は、理事会の承認を経て医師以外の正会員としての入会を認めることができる。

2 前項における入会審査は業務執行理事会が行い、理事会の承認を得なければならない。

3 本条に基づく入会申請にあたっては、所定の入会申請書及び履歴書の提出を求めるものとする。

(その他)

第7条 本内規の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

本内規は、平成14年3月23日より施行する。

平成18年9月30日より施行する。

平成26年3月15日より施行する。

平成28年11月19日より施行し、平成28年9月1日より適用する。

令和6年11月1日より施行する。